

2 産業の現況

瀬戸内海では、高度経済成長期にコンクリート骨材や埋立に使用する膨大な量の海砂利が採取されていたが、海底地形や底質が変化し生態系への悪影響が懸念されたため、平成 10 年に広島県で採取が全面禁止されたのを皮切りに瀬戸内海沿岸 11 府県で禁止措置が取られてきた。平成 20 年度以降の瀬戸内海海域の海砂利採取については、大分県における航路浚渫に伴う海砂利採取以外は実施されていない。

また、これらの産業における基盤となる発電所及び長大橋の設置状況を図 2-3、図 2-4 に示す。

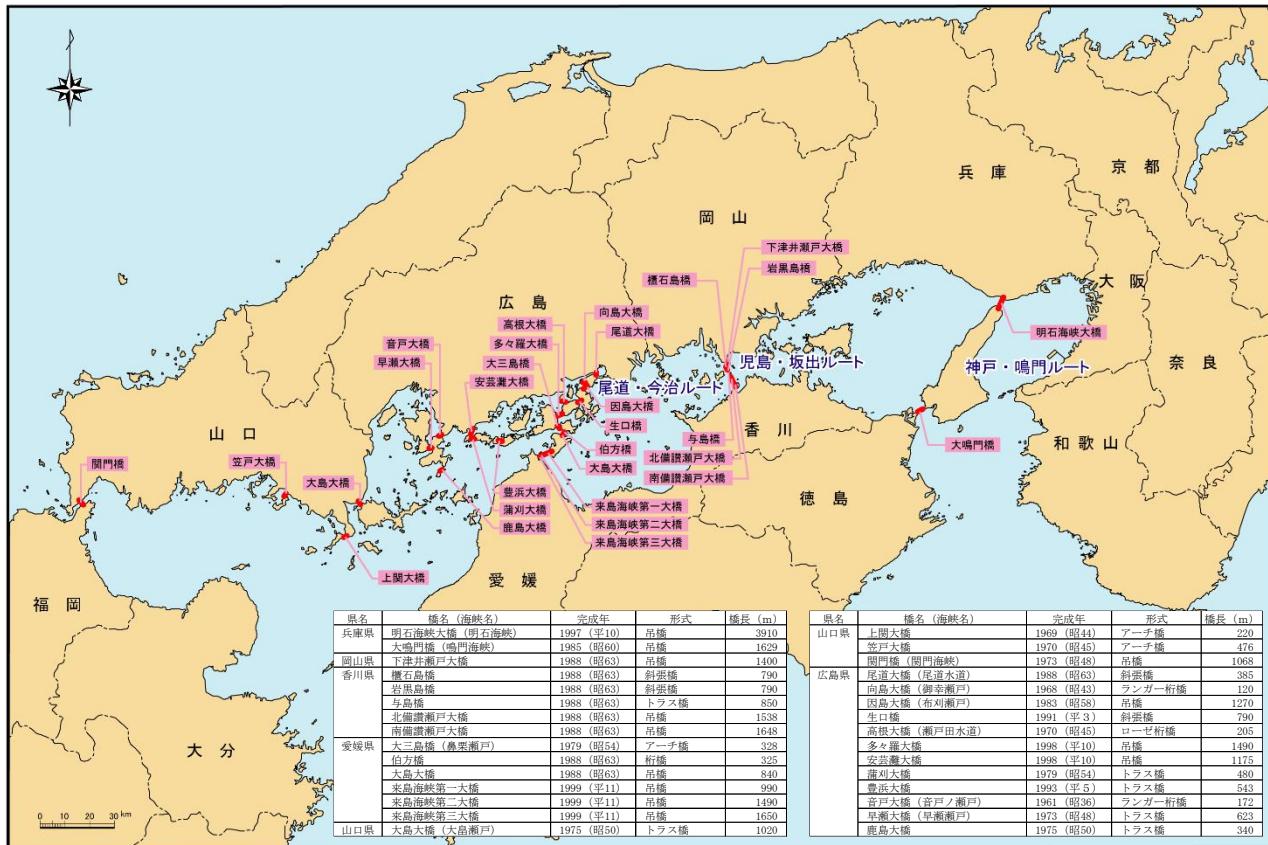
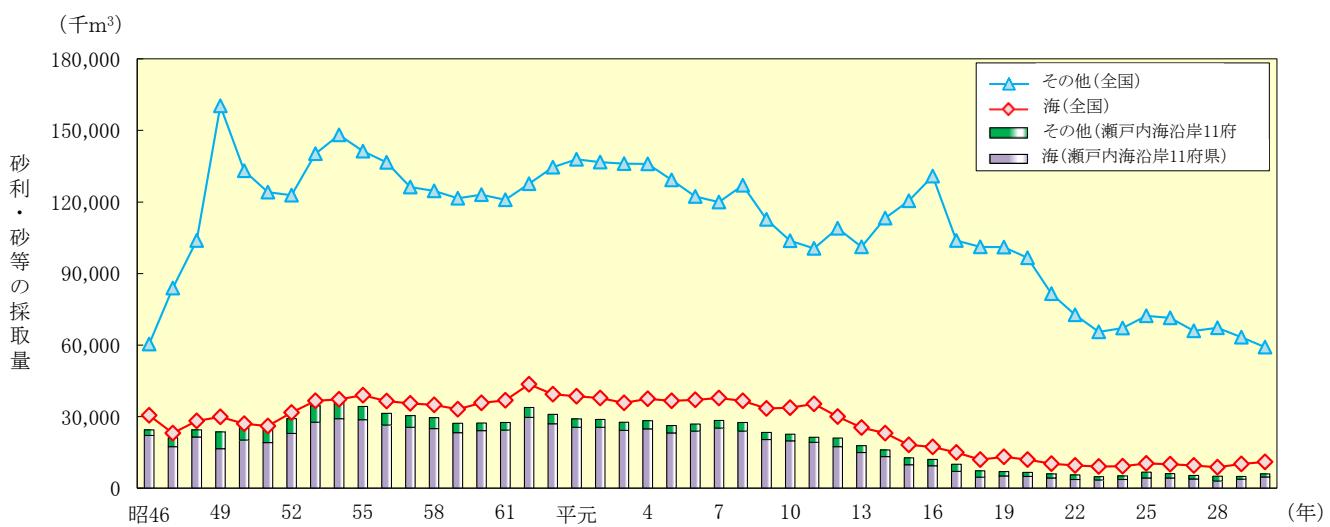


図 2-4 瀬戸内海の主な長大橋



- 注) 1. 「砂利」とは、砂利、砂、玉石、玉石碎石をいう。
2. 「その他」とは、河、山、陸、その他の砂利の合計である。「海」は海砂利を表す。
3. 山口県、福岡県及び大分県の「海砂利」採取量については瀬戸内海海域以外を含む。

出典：砂利採取業務状況報告書集計表（経済産業省、国土交通省、令和3年7月）より作成

図 2-5 瀬戸内海における砂利・砂等の採取量の推移